

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」に対する意見と町の考え方

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」を検討するにあたり、東員町町民意見提出（パブリック・コメント）制度に関する要綱に基づき、検討途中の案を公表しパブリック・コメントを実施しましたので、その結果と提出された意見に対する町の考え方を公表します。

■意見の募集期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

■意見提出者：1人

■意見数：3項目

■意見の提出方法：電子メール

NO	項目・ページ	ご意見・ご提案の内容	町の考え方
1	P57 確保の方策 意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は現在でも聞こえに苦労されている方は多くまた今後は増えていくことから、他市に委託をやめ、「町独自で対応できる体制作り」を計画に明記する。 その際、当事者からの意見を反映できるよう聴き取りを行い、「当事者が参画して計画立案できる体制」を取ることを明記する。	現在、意思疎通支援事業については、いなべ市と合同事業として実施しています。本町の人口規模や対象者数を考慮すると広域で運営する方が効率的であり、今後も共同で実施します。
2	P65 （1）推進体制の確立	推進体制は、「実務の中で障害当事者が活躍できる場を設ける」を明記する。 そうすることでより当事者に寄り添った計画に出来上がっていくと確認しています。ぜひ実現してほしい。	東員町障がい者協議会は、サービス提供事業者、福祉・保健・医療等の関係機関の他、障がい者団体の方で構成され、協議いただいています。
3	P65 （3）地域での障がいのある方の理解を深めるための啓発と地域の力の活用	啓発活動でも「当事者の人材を活用できる登録制度の立ち上げにより、将来の人材育成につなげる」を織り込み明記する。	「町民や地域の企業に対して、就労支援アドバイザーを講師に迎えての講習会を実施するなど、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がいのある方の理解の促進を図るとともに、ともに生きる社会の実現をめざして地域の力を活用します。」と修正いたします。